三　（略）

２・３　（略）

（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ロ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）

（名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第五条　名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十三年海上保安庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） イ　（削る） (1)　東水路（規則第二十九条の三第一項に規定する東水路をいう。以下同じ。）を航行する長さ二百七十メートル以上の船舶、西水路又は北水路（それぞれ規則第二十九条の三第二項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。）を航行する長さ百七十五メートル以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数五千トン以上の油送船の水路入航予定時刻、船名、総トン数等 イ　（略）	（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） イ　ＭＦ無線電話による場合 ロ　（略） (1)　イに掲げる事項

三　（略）

２・３　（略）

（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）
ＭＦ無線電話	一　日本語の場合 Ｈ三Ｅ　一、六五一ｋＨｚ　五〇Ｗ 二　英語の場合 Ｈ三Ｅ　二、〇一九ｋＨｚ　五〇Ｗ	日本語又は英語	一　日本語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間 二　英語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間
（略）	（略）	（略）	（略）